

財務部 財政課の方針書

組織名	財務部 財政課
所属長名	稲川 顕

1. 組織の使命(ありたい姿)

安定した財政運営と財政基盤の構築により、健全で持続可能な地域社会を実現する。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・大型公共施設整備事業の推進のための適切な財政運営  
財源の確保、財政見通し
- ・持続可能な財政運営を見据えた予算の編成・執行  
組織全体のスクラップ(縮小・廃止)意識の希薄化  
物価・資材高騰による建設事業費の増大  
会計年度任用職員の報酬増等による人件費の増加  
基金頼みの予算編成

3. 今年度の『スローガン』

今年の動きが、その先の動きを決めていくことを意識し、中長期的視点に立った財政運営を。

4. 今年度の方針

- ・次世代につなぐ大型公共施設整備事業推進のための財源確保に努め、健全財政を堅持する。
- ・持続可能な財政運営を見据え、令和7年度当初予算を編成する。
- ・市民生活の向上につながる最小の経費で最大の効果をあげる予算執行を徹底する。

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	・次世代につなぐ大型公共施設整備事業推進のための財源確保に努め、健全財政を堅持
	取組内容	・市民会館の設計見直しに伴い、国県等と協議しながら確実な財源確保に努める。 ・市民会館の事業計画にあわせ、財政見通しを作成し公表する。
(2)	実現したい成果	持続可能な財政運営を見据えた令和7年度当初予算の編成
	取組内容	・自主財源の確保の意識、事業のビルド&スクラップ意識の全庁的な浸透・徹底を図る。 ・令和5年度決算分析と財政見通しに基づき、事業の選択と集中により、適正な一般財源の配分を行う。 ・有利な起債の確保のほか、借入時の金利縮減に努めるなど、市債を適正に管理していく。
(3)	実現したい成果	市民生活の向上につながる最小の経費で最大の効果をあげる予算執行の徹底
	取組内容	・スピーディーな予算執行による事業効果の早期発現と、事業成果の翌年度施策への反映を促す。 ・事務事業の進捗管理の徹底により、適正かつ効率的な予算執行を促す。 ・国、県の動向・情報を的確にとらえ、市民生活向上につながる施策の展開に努める。

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1)次世代につなぐ大型公共施設整備事業推進のための財源確保に努め、健全財政を堅持
  - ・新市民会館の財源(地方債)に関する県協議を6月に実施。現在、県を通じ国との財源確保に向けた協議を進めている。
- (2)持続可能な財政運営を見据えた令和7年度当初予算の編成
  - ・令和7年度単年度需要額調査、普通建設事業要望調査などを実施、令和7年度当初予算編成に向けた作業を進めている。
- (3)市民生活の向上につながる最小の経費で最大の効果をあげる予算執行の徹底
  - ・予算執行等事務説明会を4月に開催。財政状況が厳しさを増すなか、将来年度の予算要求を見据えた適切な予算執行(サンセット的に実施すべき事業、ビルド&スクラップを意識した事業展開)を促した。
  - ・物価高騰、資材高騰が続くなか、市民サービスの低下を避けるべく、補正予算編成、予算流用も適宜行いつつ、適切な予算執行に努めている。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1)次世代につなぐ大型公共施設整備事業推進のための財源確保に努め、健全財政を堅持
  - ・新市民会館の設計見直しが近々終了することから、その内容を加味した財政見通しを作成し、財政的な裏付けをもって議会へ説明、建設への理解を求めていく。
- (2)持続可能な財政運営を見据えた令和7年度当初予算の編成
  - ・物価・資材の高騰、人件費の増加など、市政運営にあたっての経費が増大傾向にあるなか、大型の公共事業を実施しており、今後の数ヶ年度は当市財政運営の正念場と捉えている。
  - 本格的な予算編成の時期を迎えるが、ビルド&スクラップの意識は全庁的に希薄であることから、持続可能な財政運営に向け、事業の選択と集中を促すべく適正な一般財源の配分を行う。
- (3)市民生活の向上につながる最小の経費で最大の効果をあげる予算執行の徹底
  - ・最小の経費で最大の効果をあげる予算執行に努めることとあわせ、執行見込みの無いいわゆる不用額については予算の減額補正を行うことで全体として一定程度の予算執行率となるよう留意していく。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1)次世代につなぐ大型公共施設整備事業推進のための財源確保に努め、健全財政を堅持
  - ・新市民会館の整備事業費の大幅な増額と将来の財政負担増などを総合的に判断し、事業の一時中断を決定。将来の市民会館整備に向けた基金創設のための条例案を3月定例会に提案しており、今後、力を蓄え、有利な地方債などの財源の目処がつき次第、事業実施に即時移行できるよう準備していきたい。
- (2)持続可能な財政運営を見据えた令和7年度当初予算の編成
  - ・物価・資材の高騰、人件費の増加といった義務的経費の増大傾向などから、令和7年度一般会計予算額は昨年度から0.2%増となった。財政調整基金からは昨年度とほぼ同額を繰入しており、今後の基金残高減少が見込まれるなか、予算総額の圧縮は必須である。事務事業の見直しを徹底するなど、基金頼みの予算編成からの脱却を図っていきたい。
- (3)市民生活の向上につながる最小の経費で最大の効果をあげる予算執行の徹底
  - ・物価高騰による市民生活の負担軽減などを目的に、国の交付金を活用した補正を行った。近年特に注視されている不用額については、適切な見積りに基づく予算計上を前提に、最小の経費で最大の効果をあげる予算執行の結果生じた不用額であるということへの理解を求めていきたい。

財務部 財産経営課の方針書

組織名	財務部 財産経営課
所属長名	佐藤 淳悦

1. 組織の使命(ありたい姿)

健全で持続可能な行政サービスを提供するため、適切な財産経営を進めます。

2. 組織の抱える課題(現状)

- (1) 行政事務の基礎資料として有効に活用するため、円滑に地籍調査を進めることが重要である。
- (2) 横手市財産経営推進計画・公共施設個別施設計画を着実に推進する必要がある。
- (3) 市有財産の維持管理と有効活用により、自主財源確保の取組を加速させることが重要である。

3. 今年度の『スローガン』

部局横断による総合的な財産経営  
～人に優しく、対話を重視し業務を進めよう～

4. 今年度の方針

- (1) 一筆地調査の円滑な実施
- (2) 横手市財産経営推進計画・公共施設個別施設計画のローリングと着実な推進
- (3) 市有財産の有効活用による自主財源確保と財産の適切な維持管理

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	一筆地調査の円滑な実施
	取組内容	各地域の現地立会率100%を達成する。 増田:0.13km <sup>2</sup> 782筆 平鹿:0.11km <sup>2</sup> 418筆 大森:0.04km <sup>2</sup> 182筆 十文字:0.08km <sup>2</sup> 374筆 山内:0.14km <sup>2</sup> 335筆
(2)	実現したい成果	横手市財産経営推進計画・公共施設個別施設計画のローリングと着実な推進
	取組内容	①各公共施設の現状(利用状況、老朽度等)を的確に把握し、確実にローリングを実施する。 ②財産経営推進計画に関する研修会と情報発信等により、職員の理解度を高める。
(3)	実現したい成果	市有財産の有効活用による自主財源確保と財産の適切な維持管理
	取組内容	①ネーミングライツ契約とインターネット公売による自主財源の確保を目指し、庁内連携を強化する。 ②市有財産の適切な維持管理に向け、庁内連携の強化により役割分担の見直しと改善を図る。

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

### (1)一筆地調査の円滑な実施

- ・4月から7月にかけて、調査実施地区の土地所有者(管理者)に対して説明会(計5回)を開催した。
- ・説明会後に各地区の一筆地調査を順次実施し、現地立会のうえ境界を確認した。
- ・一筆地調査の立会率(実績)は、増田(663/688筆) 96.4%、平鹿(493/495筆) 99.6%、大森(177/178筆) 99.4%、十文字(365/374筆) 97.6%、山内(190/335筆) 56.7%と全体として91.2%である。

### (2)横手市財産経営推進計画・公共施設個別施設計画のローリングと着実な推進

#### ①公共施設の現状把握とローリングの実施

- ・施設の維持管理経費、施設の利用状況等、市有建築物定期点検の実施結果に関する調査を実施。
- ・令和5年度ローリング状況の再確認とFM関連会議の開催。(本部会議、事務局会議、小会議、関係課協議2回)

#### ②FM計画に関する職員向け研修会と情報発信

(セミナーの案内)

- ・「PPP/PFI推進のための新しい戦略」(東洋大学・国土交通省共催)
- ・「公共施設マネジメントに関するPPP/PFI入門セミナー」(内閣府主催)
- (勉強会等への参加)
- ・「文教施設における官民連携(PPP/PFI)勉強会」(文部科学省主催)
- ・「公共FMフェス2024in紫波」(日本管財株式会社主催 国土交通省後援)

(その他)

- ・令和5年度のローリング結果を踏まえ、再配置の方針及びスケジュール(FM計画第3章最新版)を公表。
- ・「横手市市有建築物定期点検マニュアルに基づく点検の実施と結果の活用」に関する情報発信。

### (3)市有財産の有効活用による自主財源確保と財産の適切な維持管理

#### ①ネーミングライツとインターネット公売に係る庁内連携

(ネーミングライツ)※ネーミングライツ基本方針等の説明と庁内推進体制の構築に向けた協力要請

- ・5月29日政策担当部長会議(財務部長対応)、6月17日まちづくり推進部部内会議、6月～7月庁内17課
- ・関係課との意見交換を踏まえネーミングライツ候補として9施設をリストアップし、効果的な広報活動の手段とスケジュールに関する検討を行うとともに、導入前後の課題の洗い出しを行った。
- ・横手市生涯学習館Ao-naのスタジオとティーンズエリアについてネーミングライツ契約を締結し、9月14日の施設オープンに合わせ施設所管課と連携し市報やHPでの周知を行った。

(インターネット公売)※インターネットを活用した市有財産の売払い

- ・5月、7月、8月の公売に消防積載車等を出品し、売却の実績は合計9,599,319円。
- ・今後も関係課と連携を図りながらインターネットによる公売の取組を継続し、自主財源の確保に努める。

#### ②公衆用道路の適切な管理に向けた役割分担の見直し

- ・6月財務部長、8月まちづくり推進部長及び各地域局長に対し取組概要を説明し協力を要請するとともに、課題の整理と認識の共有を目的とし、9月に横手・大森・雄物川地域局から状況を聞き取り意見交換を実施した。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

### (1)一筆地調査の円滑な実施

- ・調査期間内に立会できなかった土地所有者(管理者)に対して、今後も調整を図り境界の確認に努める。
- ・不所在地や新たに表示を登記すべき土地に関しては、法務局等関係機関と協議し適切に対応する。
- ・昨年度の調査区域について、土地所有者から地籍図及び面積等の確認してもらう本閲覧を年内に実施する。

### (2)横手市財産経営推進計画・公共施設個別施設計画のローリングと着実な推進

#### ①公共施設の現状把握とローリングの実施

- ・各施設の再配置方針・スケジュールの着実な実現に向け、ローリングによる見直しを実施する。
- ・利用状況や老朽度等を適切に把握し、関係課とのコミュニケーションを重視し協議を進める。
- ・R8年度の計画改訂(後期計画)に向け、将来更新費用推計の考え方や個別施設計画と合わせた改訂などについて整理・検討を進める。

#### ②FM計画に関する職員向け研修会と情報発信

- ・公民連携アドバイザー派遣事業を活用し、職員向けの研修会等を開催する。
- ・FM計画等の理解度を高めることを目的に、庁内掲示板・職員の広場への情報発信を強化する。

### (3)市有財産の有効活用による自主財源確保と財産の適切な維持管理

#### ①ネーミングライツとインターネット公売に係る庁内連携

(ネーミングライツ)

- ・関係課と協議のうえ募集対象施設を決定し、ネーミングライツカタログ(仮称)を作成するとともに課題を解決する。
- ・庁内関係課との推進体制を構築し、効果的な広報活動の準備を整える。(ホームページ、SNS、かまくらFM等)

(インターネット公売)

- ・出品可能な車両等は積極的に公売手続きを進め、自主財源の確保に向け取組を継続する。

#### ②公衆用道路の適切な管理に向けた役割分担の見直し

(課題の整理と認識の共有)

- ・「公衆用道路として使用されている土地」について、各地域課と管理体制等に係る現状の課題を整理し、迅速な補修対応に向け認識を共有する。

(ガイドライン・ルールの策定)

- ・公衆用道路として使用されている土地に関し、課題の解決に向けた手法と迅速な補修対応を実現する役割分担のガイドライン・ルールを策定する。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

### (1) 一筆地調査の円滑な実施

- ・調査期間内の未立会者と調整を図り境界確認を行い、法務局等関係機関とも連携し国土調査を進めた。  
(現地調査立会:全体 99.7%)  
内訳:増田地区99.6% 平鹿地区100% 十文字地区98.9% 山内地区100% 大森地区100%  
(調査実施面積:全体 0.50km<sup>2</sup>)  
内訳:増田地区 0.13km<sup>2</sup> 平鹿地区 0.11km<sup>2</sup> 十文字地区 0.08km<sup>2</sup> 山内地区 0.14km<sup>2</sup> 大森地区 0.04km<sup>2</sup>
- ・令和5年度の調査区域については、土地所有者による地籍図及び面積等の本閲覧を実施した。
- ・不存在地や新たに表示を登記すべき土地に関しては、関係機関と協議し適切に対応する方針である。
- ・境界の確定に至らない場合(筆界未定)もあり、今後も土地所有者との連絡を密にし着実に調査を進める必要がある。

### (2) 横手市財産経営推進計画・公共施設個別施設計画のローリングと着実な推進

#### ① 公共施設の現状把握とローリングの実施

- ・FM小会議計7回及び関係課との意見交換を踏まえ、2月にFM推進本部会議及び事務局会議を開催した。
- ・FM計画及び個別施設計画の改訂に向けたスケジュール等を策定し、FM推進本部会議にて承認を得た。
- ・課内で定期的な対話の場を設け、計画に関する内容(劣化度調査の判定手法、将来更新費用推計の試算、ローリングによる見直し等)に関する検討を行った。

#### ② FM計画に関する職員向け研修会と情報発信

- ・公民連携アドバイザー派遣事業を活用し、職員向けに「横手市公共施設マネジメント研修会」を開催した。
- ・内閣府、国交省、文科省等が実施するPPP/PFI関連セミナー等への参加(WEB参加16回)、及び庁内向けの開催周知・情報提供を行った(全庁掲示板掲載14回)。
- ・職員の理解度向上と計画推進を目的として研修用資料を作成したほか、関係課と研修に係る協議を進めている。

### (3) 市有財産の有効活用による自主財源確保と財産の適切な維持管理

#### ① ネーミングライツとインターネット公売に係る庁内連携

##### (ネーミングライツ)

- ・取組に関するショートムービーを作成し、市SNS(youtubeショート・Facebook・X)で公開した。
- ・関係課との協議の結果、6つの施設を新年度の募集対象施設とし、希望金額(ネーミングライツ料)等を明記した広報用パンフレットを作成した。
- ・関係課との意見交換を通じ、広報活動に関する具体的な連携方法を確認するとともに、令和7年度の主要行事をPR対象とした年間スケジュールを作成した。

##### (インターネット公売)

- ・令和6年度の公有財産売却収入額は10,549,319円であり、昨年度売却額(7,515,223円)を上回る結果となった。
- ・自主財源の確保を目指し、自動販売機の設置に関しては入札への切替を庁内に呼び掛けたほか、年度末には郵便入札を導入した。

#### ② 公衆用道路の適切な管理に向けた役割分担の見直し

##### (課題の整理と認識の共有)

- ・建設課及び各地域課との意見交換を複数回実施することにより、現状の課題を整理し維持管理に関する認識を共有した。
- ・公衆用道路に関し取組を進めたが、今後は普通財産の適切な管理についても検討する必要がある。

##### (ガイドライン・ルールの策定)

- ・公衆用道路の管理に係る役割分担の申合せを策定し、庁内向けとしてライブラリーに資料を掲載した。
- ・今後は申合せの周知徹底と関係課との連携を強化し、効率的な公衆用道路の管理に努める。

財務部 税務課の方針書

組織名	財務部 税務課
所属長名	新田 幸造

1. 組織の使命(ありたい姿)

適正で正確な税務行政と業務の効率化を推進します

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・正確な課税業務と業務効率化の両立
- ・申告相談職員の確保と相談業務の効率化
- ・時間外勤務の常態化解消など、職場環境の改善

3. 今年度の『スローガン』

- ◎市民の目線に立って誠実、迅速、公正に対応をしよう。
- ◎良好な職場環境を実現し、住民サービスに反映させよう。

4. 今年度の方針

- ①公平公正な課税の推進
- ②デジタル社会を見据えた申告相談体制の検討
- ③申告相談職員の確保と育成
- ④電子化の推進による業務効率化

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	公平公正な課税の推進
	取組内容	・個人及び法人の未申告調査を行い、未申告の個人・法人を可能な限り解消する。(目標解消率 個人市民税80% 法人市民税50%) ・保険税(料)に係る転入被保険者の所得を把握するため、前住所地への照会を確実にを行う。 ・相続人への適切な課税を行うため、相続人代表指定届の提出を促すとともに相続登記の誘導を行う。(R6.1月～12月の相続人代表指定届提出、相続登記割合の合計85%以上を目指す)
(2)	実現したい成果	デジタル社会を見据えた申告相談体制の検討
	取組内容	・申告相談業務経験のある職員を中心に部局を越えた応援体制を確保する。 ・申告相談業務経験年数の浅い職員へより実践的な研修を実施する。 ・デジタル社会を見据えた申告相談体制構築のため、課題の洗い出しを行い、将来体制を検討する。
(3)	実現したい成果	電子化の推進による業務効率化
	取組内容	・RPAのさらなる活用についての検討や既存ソフトの機能を最大限に活用した業務の効率化により労働時間の削減を図る。 ・登記課税連携システムの導入により、異動処理の誤入力・入力漏れを防止すると同時に、作業を大幅に省力化し、住民サービスの向上と窓口業務の効率化を実現する。

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

### ●各税の納付書発送

- ・5/2固定資産税納通発送
- ・5/7軽自動車税納通発送
- ・5/14市県民税特別徴収納通発送
- ・6/11市県民税普通徴収納通発送
- ・7/12国保・介護・後期高齢納通発送

### 【公平公正な課税の推進】

- ・未申告の解消の取組では、個人市民税について4月下旬、7月下旬に未申告者へ通知を発送、9月下旬には電話勧奨を行い、未申告者の解消に努めた。新型コロナ蔓延前は会場を設営し、申告受付していたが、蔓延後は会場設定せず郵送あるいは窓口で申告受付を行っている。(9月末時点で未申告解消率 76.15%)国保、後期高齢、介護保険でも転入被保険者には所得照会を行い、未申告者には通知で照会し解消を図った。
- ・固定資産税では、死亡者課税をなくすため、また所有者不明土地の解消のため、納税義務者が亡くなったときは「相続人代表指定届」の提出を依頼するとともに、相続登記の案内・誘導を行っている。令和6年1月～6月までの死亡者について、9月末現在での相続登記異動・相続人代表届出の合計割合は91.9%となっている。

### 【デジタル社会を見据えた申告相談体制の検討】

- ・業務経験が豊富な職員が講師となり、申告相談システム操作についてマンツーマン講習を企画、地域局市民サービス課職員から受講者を募り上半期中に1回講習を実施した(1人受講)。システム操作技術を習得させ、地域局において申告システムの操作法上の指導的役割を担う職員を育成することができた。このほか、税務課新任者を対象とした税法等の講習会を実施(3人受講、地域局から2人オブザーバー参加)するなど、税務職員のスキル向上と申告相談体制の強化に積極的に取り組んだ。

### 【電子化の推進による業務効率化】

- ・軽自動車税・種別割の減免に係る処理をRPAで行った。減免承認件数488件の処理について、手入力では2日間を要すると見込まれる作業を約5時間で完了している。
- ・生活保護減免(約200件)に係る処理をRPAで行った。手入力では33時間ほど要する時間を自動で作業が行われ、7時間25分(事前入力シート準備 7時間+RPA 25分)で完了している。
- ・登記課税連携システムの導入については、4月下旬から作業着手し12月末に完成予定である。完成後は、異動処理の誤入力・入力漏れを防止できると同時に、作業も大幅に省力化され、住民サービスの向上と窓口業務の効率化が図られる予定である。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

### 【デジタル社会を見据えた申告相談体制の検討】

- ・今後市全体の職員数が減ってくることを視野に入れ、申告体制もより効率的な体制となるよう検討する必要がある。
- ・今年3月に行った申告相談では、前年比較で市の会場での確定申告件数は100.6%、住民税申告件数は97.59%とトータルで微減傾向となっている。相談にあたる職員の延べ人数も前年比98%と減らしている。次回の令和7年度申告では、前年度と同規模と見込つつも分散している開催期日を一部集約するなど、地域局の会場使用上の負担軽減しながら必要な相談機会を確保できる体制で検討している。また、将来的な申告体制の見直しを見据えて今年度も申告会場数を一日4カ所とし、それに向けた課題を洗い出し、体制の検討を行う。
- 《◇会場の選定 ◇周知方法 ◇e-Tax・スマホ申告の推進、住民税の郵送申告の推進など》
- ・税務署へ送る確定申告書の紙ベースから電子送信への移行については、令和4年度に全市において実施済みであり、今後もデータ連携を推進していくと同時に、電子申告(e-Tax・スマホ申告)についても推進していく(横手税務署へ引き継ぐ確定申告データのうち電子的に引き継いだ割合は98.1%)。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

### (1) 公平公正な課税の推進

- ・未申告の解消については市県民税、法人市民税ともに目標数値をクリアし、一定の公平性を保つことができた。また、国保、後期高齢、介護保険でも転入被保険者には所得照会を行い、未申告者には通知で照会し解消を図った。未申告の解消は、市民税額の影響、国保税等の軽減判定や税額(料)への影響など課税の公平性を保つために大変重要な要素となるため、今後も解消率向上を目指し推進していく必要がある。
- ・固定資産税では、死亡者課税をなくすため、また所有者不明土地の解消のため、納税義務者が亡くなったときは「相続人代表指定届」の提出を依頼するとともに、相続登記の案内・誘導を行った。

### (2) 申告相談実施体制の確保

- ・申告相談実施体制については、人員配置や受付時間の見直しなどにより効率化を図り、無事に終了することができた。また、郵送での申告や確定申告をe-Taxなどの電子申告に誘導する取り組みを行ったことにより来場者数は減少傾向となっている。
- ・今後の職員数減少も見込み、将来的な申告会場の見直しを見据えて、申告会場を一日4箇所減らして実施したが、申告会場の場所や日程については今後も引き続きの検討が必要となる。

### (3) 電子化の推進による業務効率化

- ・RPA処理の実施については、軽自動車税では①種別割の減免に係る処理、固定資産税では②生活保護減免の処理に加え、③農地中間管理機構に貸付された遊休農地の軽減処理(2月処理 1,090筆 約6.3時間)などで実施し、業務の効率化を図った。
- ・登記課税連携システムの導入については、4月下旬から作業着手し12月末に完成した。今後は、異動処理の誤入力・入力漏れを防止できると同時に、作業も大幅に省力化され、住民サービスの向上と窓口業務の効率化が図られる予定である。

財務部 収納課の方針書

組織名	財務部 収納課
所属長名	高橋 良明

1. 組織の使命(ありたい姿)

納税は「国民の義務」であることを基本に、収納の面から公平性を担保し、財源の確保により市民生活の向上を目指します。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ①滞納額及び滞納者数の削減
- ②適正で効率的な債権管理による財源の確保

3. 今年度の『スローガン』

◎自分を磨き、チーム力に貢献しよう

4. 今年度の方針

- 1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制
- 2) 適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行
- 3) ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化
- 4) 「カスタマーハラスメント」対策を講じ、職員が安心して接客できる環境を整備

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制(業務割合25%)
	取組内容	①口座振替・コンビニ収納・スマホアプリでの納付・共通納税制度など、多様な納付方法があり自分のライフスタイルにあった方法を選択できることを広く周知することで、納期内納付率を高める。 ②市報やかまくらFM、SNS等の活用で、納期の周知と、納め忘れの注意喚起を行う。
(2)	実現したい成果	適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行(業務割合70%)
	取組内容	①滞納者に対しては徹底した財産調査を実施し、財産の差押え又は執行停止など、メリハリある滞納処分を迅速に行う。 ②研修受講等により、滞納整理技術の向上と事務執行レベルの高平準化を図る。 ③課内、地域局との情報共有により、共通した認識のもと収納業務にあたる。
(3)	実現したい成果	ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化(業務割合5%)
	取組内容	①債権管理のルールに基づいた適正な管理を徹底する。 ②強制徴収公債権については徹底した財産調査に基づく滞納処分を執行する。 ③全庁的に法的措置が必要な未収債権の回収に債権収納管理一元化制度を活用する。



## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

### 1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制

- ・昨年からはじめた共通納税制度を始め、スマートフォンのアプリ決済やコンビニ納付、口座振替など、多様化した納付手法について周知を図った。また、かまくらFMや市報、屋外看板などで納期のお知らせを実施した。
- ・滞納者には『督促状』に加え、9月に第1回目の『催告書』を発送し、早期の納付を促した。
- ・市では滞納整理を強化していることについて周知するため、市報掲載を希望していたが不可能であったため、全戸配布チラシを作成することに変更。10月中旬の全戸配布に向け、準備・作成に努めた。

### 2) 適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行

- ・電子預貯金照会(ピピットリンク)を活用した調査をはじめ、徹底した財産調査に基づく滞納整理を行っている。
- ・職員は各種研修に参加し、職員相互の情報共有によりレベルアップを図っている。
- ・課内打合せ、地域局との連絡調整により、納税相談等の技術の平準化を図った。

### 3) ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化

- ・債権管理推進委員会を開催し、その方針に基づき未納債権の圧縮に努めている。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

### 1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制

- ・引続き、納付手法の多様化のPRと納期の周知を図り、納期内納付を促進して、新規滞納者の発生を抑制していく。
- ・9月に続き、12月、3月にも催告書を発送し、納め忘れの方に注意喚起を行うことで滞納状態の早期解消を促す。
- ・10月中旬に「滞納整理強化」チラシを全戸配布する。併せて各庁舎内にも掲示し、「納税は国民の義務」であることを改めて周知する。

### 2) 適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行

- ・収納課職員及び市民サービス課税担当の相互研修を行い、納税相談や滞納整理の進め方に共通の認識を持つ。
- ・5年の時効完成による不納欠損の件数を減らすため、徹底した財産調査等を実施し、その上で納税が極めて厳しいケースには、執行停止等の滞納処分を行う。
- ・折衝しづらい県外滞納者の実態調査を実施する(横手市市税等債権現地調査業務委託)

### 3) ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化

- ・特定債権の担当者からアドバイスを求められた際には、全面的な協力をする。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

令和7年2月現在

一般会計収納率	91.09%	(前年同期90.71%)	／前年同期比+0.38%
うち現年度分	94.52%	(前年同期94.40%)	／前年同期比+0.12%
うち滞納繰越分	15.41%	(前年同期12.72%)	／前年同期比+2.69%

### 1) 納期内納付の促進と新規滞納者の発生抑制

・市報・ホームページ・各種SNS等を活用し、口座振替、コンビニ納付、スマートフォンアプリを使った納付など、多様化する納付手法の周知を図った。また滞納処分に関するチラシを作成・全戸配布し、「滞納すると財産を差押えされる可能性がある」ことを周知することで、新規滞納者の発生を抑制を図った。そして実際に滞納処分を強化していることで、結果的に現年度分の滞納についても抑止力が働き、令和7年2月現在の一般会計現年度分収納率は94.52%と、前年同期比0.12%の増となっている。また定期的な催告書(赤色のハガキ)の発送により、滞納状態の早期解消に努めた。

### 2) 適正で効率的な滞納整理・収納業務の執行

・今年度は、これまで以上に滞納者の財産調査を徹底し、資産があれば原則「差押え」を、無ければ「執行停止」という滞納処分を強化することで、令和7年2月現在の一般会計収納率は91.09%と前年同期の90.71%と比較して0.38%の増加となった。特に滞納繰越分は前年比2.69%増と大きく数値を伸ばしている。また併せて5年の単純時効件数も大きく減少する見込みである。県外滞納者等の対応については、昨年度に引き続き債権回収会社(総務省許可)に実態調査を依頼し(県外13名、県内13名)、年度末までに調査結果を受け、必要に応じて滞納処分に踏み切ることとする。

### 3) ルールに基づいた債権管理の推進と案件ごとの対応強化

- ・特定債権の担当者をサポートし、税以外の未納債権の圧縮に努めた。

財務部 契約検査課の方針書

組織名	財務部 契約検査課
所属長名	菅原 幸広

1. 組織の使命(ありたい姿)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明性、公平性、競争性が確保された入札契約制度の確立と適正な検査事務の執行。</li> <li>・公共工事等の品質確保に努め、地域経済の活性化に寄与する。</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 組織の抱える課題(現状)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・時期による契約件数及び検査件数の集中</li> <li>・発注課作成書類における不備</li> <li>・大型公共工事に対する検査体制</li> <li>・建設業界の担い手不足と労働者の高齢化による入札不調の増加</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 今年度の『スローガン』

<p>◎正確で効率的な契約検査事務の実現</p>
--------------------------

4. 今年度の方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・公平公正な入札事務の執行と公共工事の品質確保</li> <li>・工事発注が不慣れな部門に対する指導</li> <li>・入札参加資格者名簿の適正管理</li> <li>・DXを活用した契約検査事務の効率化と適正管理</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	適正で効率的な契約検査事務の執行
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子契約の導入・運用</li> <li>・契約保証及び前払金申請の電子化</li> <li>・工事発注が不慣れな部門に対する契約検査事務の指導</li> </ul>
(2)	実現したい成果	公共工事等の品質確保
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事発注が不慣れな部門に対する事前指導</li> <li>・発注課監督職員への指導</li> <li>・工事成績評定の適切な運用</li> <li>・施工途中のフォローアップにより「劣る工事」を根絶</li> </ul>
(3)	実現したい成果	公平かつ公正な入札事務の執行
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注関係公表書類の不備の撲滅</li> <li>・R7・8入札参加資格者名簿の効率的な審査と調製</li> <li>・市内業者の実態把握</li> </ul>

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

<p>(1)適正で効率的な契約検査事務の執行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>電子契約の導入・運用 電子契約サービス提供業者の比較・検討を実施し、その結果GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社と契約(R06.06.20)。その後、運用に関する協議を重ね、9月には事業者向けの説明会を実施し、10月スタートに向けた準備を進めた。</li><li>契約保証及び前払金申請の電子化 電子契約同様、工事契約の際の契約保証及び前払金申請の電子化も10月にスタートすることから、東日本建設業保証株式会社と運用や例規改正等の協議を重ね、準備を進めた。</li></ul> <p>(2)公共工事等の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>発注課監督員への指導 工事監督員の指導の一環として、「公共工事の監督・検査業務説明会」を7月に初めて実施した。職員からの説明会の実施要望や昨今の工事施工の注目度の高さからも、適正な工事監督員のあり方を検査員目線で説明した。</li><li>施工途中のフォローアップにより「劣る工事」を根絶 段階確認での立会い等施工途中でのフォローアップを実施し、「劣る工事」の事前防止に努めた。</li></ul> <p>(3)公平かつ公正な入札事務の執行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>発注関係公表書類の不備の撲滅 特に工事公告時に設計図書に不備が見つかり、入札を取り止めるといった事案がまれに発生することから、複数の目による設計図書のチェックを実施し、入札を取りやめることのないよう努めた。</li><li>随時登録事業者の営業所実態調査を実施した(8/6工事業者1件)</li></ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

<p>(1)適正で効率的な契約検査事務の執行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>電子契約の導入・運用 導入時期は事業者からの問合わせ等も相当数くるのが予想されるので、適正な事務執行と並行して、全ての問合わせ等に対応できるレベルまで課員のスキルアップを目指す。</li><li>工事発注が不慣れな部門に対する契約検査事務の指導 上半期同様、工事発注が不慣れな職員からの問合わせ等にはより丁寧な指導をし、契約までのスムーズな事務処理に努める。</li></ul> <p>(2)公共工事等の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>工事成績評定の適切な運用 工事完成時期が集中し、それに伴い工事検査数が多くなることから、工事発注課に対しては完成検査終了後速やかな工事成績評定の実施・提出を促し、検査が滞ることのないよう努める。</li><li>施工途中のフォローアップにより「劣る工事」を根絶 上半期に引き続き、該当する事業者に対しフォローアップを実施していく。</li></ul> <p>(3)公平かつ公正な入札事務の執行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>R7・8入札参加資格者名簿の効率的な審査と調製 12月には新たな入札参加資格者名簿の申請が開始されるので、事前の準備を計画的に進める。特に今回は契約検査課が本庁舎移転のため、従来よりも手狭な事務スペースに併せ、多数の来客対応に対する課題があり、従来よりもより効率的な申請受付の体制が求められる。</li><li>市内業者の実態把握 従来どおり、市内に営業所を有する事業者に対し、配置技術者等に疑義がある際は調査を実施する。新規の名簿申請時期なので、申請受付時に疑義があれば調査を実施する。</li></ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

<p>(1)適正で効率的な契約検査事務の執行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>電子契約の導入・運用 契約締結時の事業者からの問合わせにも適正に対応し、導入後も効率的な契約業務を実施することができた。今後は事業者に対し、より一層の電子契約の普及啓発を図り、契約事務の正確性と効率化に努めたい。</li></ul> <p>(2)公共工事等の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>工事成績評定の適切な運用 計画的な工事完成検査の実施と検査員の指導により、工事成績評定が滞ることなく速やかな処理ができた。</li><li>施工途中のフォローアップにより「劣る工事」を根絶 完成検査のみならず、施工時からの関わりにより「劣る工事」はなかった。今後も時機を捉えてフォローアップを実施し、「劣る工事」の根絶を目指す。</li></ul> <p>(3)公平かつ公正な入札事務の執行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>R7・8入札参加資格者名簿の効率的な審査と調製 本庁舎移転による来客対応に関するトラブル等もなく、受付・審査も適正に実施することができた。今後は受付内容やシステムの見直し等を実施し、より効率的な受付体制の構築を図る。</li></ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------